

「第2次千葉県バイオマス活用推進計画（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県環境生活部循環型社会推進課

- 1 パブリックコメント実施期間 令和6年4月10日（水）～5月9日（木）
- 2 意見提出者数（意見の延べ件数） 2人（2件）
- 3 提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

御意見の概要	県の考え方
<p>バイオマスの利用技術の改善と研究開発への投資が必要と考える。特に効率的なバイオマス変換技術や、バイオマスの持続可能な供給システムの構築に取り組んでみてはどうか。</p>	<p>御意見のとおり、バイオマス利用技術の改善や研究開発への支援は重要であると認識しております。</p> <p>本計画の推進にあたっては、9ページに「企業の新技術・新商品開発等への取組や研究などの促進」、11ページに「バイオマスの安定的な供給を確保するための体制整備」を記載しており、これらに取り組んでまいります。</p>
<p>バイオマス活用の推進方策として、林地残材等・刈草においては森林整備等から発生する木材や木材チップについての言及はあるが、街路樹・都市公園・家庭剪定枝は、既存の焼却施設でのエネルギー利用しか活用方策が示されていない。</p> <p>刈草・剪定枝等をブリケット成型することによる燃料利用も計画内に盛り込むことを検討すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、林地残材等・刈草における活用の推進方策として、バイオマス燃料等の具体例を下線部のとおり追記しました。</p> <p>14ページ</p> <p>②林地残材等・刈草</p> <p>間伐等により伐採される木材は、需要、地形条件、経済性などを踏まえ搬出されており、製材・加工材のほか、近年はバイオマス発電燃料等の需要拡大もあり、未利用の林地残材は減少しています。<u>剪定枝や刈草についても、バイオマス燃料やたい肥等としての有効活用を促進していきます。</u></p>